

# 供託金とは

選挙に立候補する際、立候補者が地方法務局に預けるお金のこと。  
当選する意思のない人が、売名目的で無責任に立候補するのを防ぐ  
仕組みで公職選挙法で金額が決まっている。

## 選挙ごとの供託金額

<b>衆院・参院</b>	選挙区	300万円
	比例区	600万円
<b>都道府県知事</b>		300万円
<b>都道府県議</b>		60万円
<b>政令市長</b>		240万円
<b>政令市議</b>		50万円
<b>市長</b>		100万円
<b>市議</b>		30万円
<b>町村長</b>		50万円
<b>町村議</b>		15万円



供託金は  
没収され  
ちゃうの？

これらを満たした  
票を獲得できれば  
かえってくるよ



## 供託金没収点

**衆院選挙** 小選挙区  
有効投票総数の10分の1

**参院選挙** 選挙区  
有効投票総数を議員定数で  
割ったものの10分の1

**都道府県知事 市長**  
**政令市長 町村長**  
有効投票総数の10分の1

**都道府県議 市議**  
**政令市議 町村議**  
有効投票総数を議員定数で  
割ったものの10分の1

バナナを無料で  
食べれるようにしたい  
から立候補しようかな



そんなんじゃ  
票数とれなくて供託金  
没収されちゃうよ！



有名になってゴリゴリ  
チャンネルの登録者数  
増えるから別にいいよ



!!!!!!

